

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

【R7.6月指定分】

	指定年月日	指定番号	道路の築造者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	令和7年6月5日	福島県指令南建 第611号	外井竹夫 白河市中野山2番地181	西郷村大字小田倉字小田倉原1番 152	51.68	5.00～6.00
2	令和7年6月11日	福島県指令北建 第769号	株式会社 東栄住宅 代表取締役 佐藤千尋 東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号	福島県伊達市梁川町字中久保 15番21	19.42	4.00

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止しました。

【R7.6月廃止分】

	廃止年月日	廃止番号	申請者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称及び所在地)	道路の位置	指定年月日 (当初)	指定番号 (当初)
1	令和7年6月17日	福島県指令相建 第797号	浪江町長 吉田栄光 浪江町大字幾世橋字六反田7-2	双葉郡浪江町大字権現堂字下洗 馬田1-13	昭和60年1月18日	福島県指令原建 第40号
2	令和7年6月19日	福島県指令北建 第762号	本宮市長 高松 義行 本宮市本宮字万世212	福島県本宮市仁井田字村山 3番40、3番41、3番42、3番43	昭和49年1月19日	福島県指令住 第1207号